相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市秋葉区さつき野一丁目九番、最後の住所新潟県新潟市秋葉区さつき野一丁目九番三二号　被相続人　亡　髙野登志子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月五日

新潟市中央区西堀通四番町二五九番五八号

西堀青藍館六〇一号髙野泰夫法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市東区北野田一五三番地一一、最後の住所富山市東岩瀬村三二番地

被相続人　亡　髙嶋　良政

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月五日

富山市根塚町二丁目一番一号宮本ビル二〇三号　浦田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浦田　秀幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県射水市三ケ三二三四番地、最後の住所富山県射水市三ケ七八一番地一

被相続人　亡　安田　操

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月五日

富山県高岡市広小路五番一三号　高岡広小路第一ビルディング三〇一号

相続財産管理人　弁護士　武島　直子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県加茂郡八百津町久田見二二一八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　土井　八郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月五日

事務所岐阜市美江寺町一丁目二七番地第一住宅ビル四階　大町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大町　亘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

静岡県榛原郡川根本町徳山四三四番地、最後の住所静岡県富士宮市内房三〇八七番地の二

被相続人　亡　中野　文一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月五日

静岡県静岡市清水区辻一丁目二番一号えじりあ二〇三　中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　永野　海

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市比奈一三七六番地、最後の住所静岡県富士市川成島五二一番地の三

被相続人　亡　小田　貴之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月五日

静岡県富士市伝法二八七八番地の二〇　杉山利朗法律事務所

相続財産管理人　弁護士　杉山　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県安城市根崎町下小久戸二四番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　米山奈美枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月五日

名古屋市中区丸の内三丁目一七番二八号第二リックスビル二F弁護士法人エルシンクネット

相続財産管理人　弁護士　柳田　潤一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県度会郡南伊勢町迫間浦一三九六番地五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　鈴木　忠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月五日

事務所三重県津市羽所町三四五番地　津駅前第一ビル六階

相続財産管理人　弁護士　北薗　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県野洲市冨波乙七六八番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　安達　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月五日

事務所滋賀県野洲市西河原二二六七番地

相続財産管理人　南　さつき

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市東山区東大路七条上る妙法院前側町四三二番地、最後の住所京都市西京区松尾木ノ曽町三五番地二レジデンス上桂一一一号

被相続人　亡　山中　三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月五日

事務所京都市中京区丸太町通寺町西入ル江寿画廊ビル三階　田畑総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥村　寛昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市上田中町一四番、最後の住所兵庫県西宮市上田中町一八番五号

被相続人　亡　古結　惠介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月五日

神戸市中央区中町通二丁目三番二号　三共神戸ツインビル一〇階

相続財産管理人　弁護士　津田　和之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市中央区磯上通五丁目二番地、最後の住所神戸市灘区岩屋中町一丁目一番二号

被相続人　亡　藤　憲昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月五日

神戸市中央区相生町一丁目二番一号東成ビル三階　中神戸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　萩田　満

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市徳地上村一六番地、最後の住所山口県山口市小郡下郷一八八五番地一

被相続人　亡　土井　久枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月五日

山口県山口市後河原三七番地一

相続財産管理人　司法書士　岡本　修一

第９期決算公告

平成26年8月5日

埼玉県川口市本町４丁目１番８号

川口センタービル３階

株式会社アシストビジョン

代表取締役　乙吉　俊哉

貸借対照表の要旨（平成26年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	22,703
	固定資産	2,453
	合計	25,156
負債及び純資産の部	流動負債	8,286
	固定負債	3,766
	株主資本金	13,104
	資本剰余金	10,000
	利益準備金	3,104
	その他利益剰余金	300
	（うち当期純利益）	2,804
	合計	(1,856)
		25,156